

2018年4月25日
全日本損害保険労働組合中央執行委員会

全損保の組織をあげてたたかってきたゼネラル分会争議は、2018年4月17日、東京都労働委員会において和解が成立し、全面解決した。

1. イタリアに本拠をおく世界第3位の保険グループであるゼネラル保険会社は、2017年7月21日、唐突に日本支店を2019年3月31日で閉鎖し、保険契約を三井住友海上社へ移転することを発表した（発表当時の従業員数49名）。従業員に対しては、個々の従業員ごとにバラバラな「指定退職日」を突きつけ、「指定日以外の退職は自己都合退職とする」とし、営業日5日以内での合意を求めるという異常な出方をしてきた。これを、契約移転（＝業務量の推移）と要員配置（＝業務の実態把握と人材確保）を一切考慮しない杜撰な“計画”と合わせて考えると、経営の都合による労働者追い出しにほかならないことは明らかであった。
2. これに対し、2018年3月31日を「指定退職日」とされた8名を含む17名が労働組合の結成に応じたが、多数派を形成するには至らず、経営の職場支配との関係では、労働組合に対する支持・期待の声も大きくは表面化しなかった。出遅れたうえに力不足と言える状況のなかでゼネラル分会の闘争は始まった。
3. ゼネラル分会は、ニューインディア分会の浅岡さんの解雇撤回闘争と力を合せてたたかうことを表明し、16回におよんだ団体交渉にものべ51名全損保中央執行委員が参加し経営責任を追及した。また、金融共闘を中心に組織の内外へ支援を訴えた。しかし、労働組合の理詰めを追及に接しても、経営は「当初案」を一切変えようとしないうえ、2017年12月18日、東京都労働委員会に不誠実団交を柱とする不当労働行為の救済を求め、申立てをおこなった。東京都労働委員会では、2ヵ月間の間に6回の調査期日が設定され、毎回傍聴席を埋め尽くした（6回でのべ318名が参加）力が労働委員会三者委員と経営に伝わったことは間違いない。これにより事態の歯車が好転し、これまでのかたくな経営姿勢が一気に崩れることとなった。
4. ゼネラル分会組合員の不満は尽きることはないが、「指定退職日」の概念撤回と「会社都合退職」の適用、既に退職した者への到達点の適用など質的争点が解消されるとともに、組合員のみならず、ゼネラル社日本支店に現在在籍する全従業員に適用されるという到達点が築かれた。また、最終局面においては、組合員個々の「個別要求」に対しても具体回答が示された。

2017年3月31日付で事務所が閉鎖された東海支店の組合員をはじめ、新たな進路を歩み出した組合員も少なからずいるなかで、2019年3月31日には日本支店が閉鎖され、香港へ撤退するという情勢を判断するならば、さらなる前進をめざして、「職場で・法廷で・社会でたたかう」ことが極めて展望しづらいと判断せざるを得ず、この到達点をもって和解解決することを決断した。

5. このたたかひの教訓は、
 - (1) ゼネラル分会として、
 - ・ 「指定退職日以外は自己都合退職」という異常極まる押しつけを跳ね返した。
 - ・ 労働組合が無い職場から立ち上がった仲間たちが、「たたかってこそ労働者」ということを体感しつつ、組合に結集できなかった従業員に対し、「労働組合の力」、「全損保の力」を伝えることができた。
 - (2) 全損保として、
 - ・ ニューインディア分会の浅岡さんの解雇撤回闘争とともに構えづくりをおこない、金融他労組、全損保OBの支援態勢をつくりあげた。
 - ・ 不当な経営の出方に対し、「いいなりにならない」という労働組合としての基本姿勢を貫き、全損保の力をあらためて組織の内外に示した。

ことに集約することができる。

6. 損保大手3グループが収益拡大の源泉を海外に求めていることに象徴されるように、「限界マーケット」とも揶揄されている日本市場からの撤退・閉鎖が今後もあり得ないとは言えない情勢のもとで、ゼネラルのたたかひは、大きな警鐘を鳴らすとともに、労働組合の基本原則の重要性をあらためて明示したことになる。

それは、次の2点に要約される。

第一は、日常不断の職場活動が要求実現の根底に流れているということである。「労働組合の風」を組合員・従業員だけでなく、経営も日々感じ取っていたならば、ゼネラルのような乱暴極まる出方はなかったであろう。ゼネラル分会の弱点は、労働組合への期待・共感が醸成されていないなかで、勇気をふり絞って立ち上がった仲間たちが奮闘せざるを得なかった点にあった。組織点検・組織強化の重要性を再認識させたたたかひでもあった。

第二は、全損保らしく、東京都労働委員会のたたかひにも力を傾注し、支援の輪が広がったことが解決の道筋を創りあげたということである。

東京都労働委員会の傍聴席を埋め尽くし、職場での少数派が“法廷”での圧倒的な多数派となった。こうした全損保が築きあげてきたたたかひの延長線上に、ゼネラル争議の解決も位置づけられることは明らかである。

最後に、弁護団および労働者委員の献身的な“法廷”対策、全損保、OBのみならず金融他労組などの支援に深く感謝するとともに、今後も、全損保は「損保で働く仲間の雇用と権利、健全な産業・職場を守る」ことに全力をあげて奮闘することをここに決意する。

以上